

川崎市立幸町小学校いじめ防止基本方針

1. 令和8年度 川崎市立幸町小学校 学校経営計画

教育関係法令・学習指導要領

第3次かわさき教育プラン
第1期実施計画

キャリア在り方生き方教育
児童支援・教育相談の拡充

学校教育目標(やかた)
心豊かで自ら学び 主体的に判断し
行動できる子どもの育成
・やさしく 思いやりのある子
・かしこく 視野の広い子
・たくましく 自分を鍛える子

学校経営方針

- 1) 良好な人間関係の構築と社会性の育成(や)
- 2) 学ぶ意欲の向上と資質・能力の育成(か)
- 3) 健康、安全を意識した生活習慣の習得と
危機管理能力の育成(た)
- 4) 地域とともに歩む学校の実現
- 5) 現代的教育課題への対応

目指す子供像

中期経営目標

大人たち—学校・家庭・地域—

1) 良好な人間関係の構築と社会性の育成

2) 学ぶ意欲の向上と資質・能力の育成

3) 健康、安全を意識した生活習慣の習得と危機管理能力の育成

4) 地域とともに歩む学校の実現

5) 現代的教育課題への対応

短期経営目標

○学年会・週案等で情報共有 児童の自己肯定感・成就感の向上
○傾聴・対話で児童支援・多様性を受け入れる校風づくり

○「幸町スタンダード」学習意欲の向上
○校内研究の充実、教師の授業力向上
○GIGA スクール構想に沿った指導方法の工夫・改善 ステップ3

○「幸町スタンダード」生活習慣の定着
○運動の習慣、学校保健、学校給食を通じた健康教育
○安全・安心を確保する防災・防犯・安全教育の実施

○大人の後ろ姿で子供たちを育てる
○出合いを大切に育てる子供たちを育てる
○学校改革につながる学校評価
○働き方改革の推進

◎創立 100 周年記念事業への取組
○校内研修、職員研修の充実
○SDGs への取組

重点にかかると具体的な取組

・ルールとリレーションのバランスの取れた居心地の良い学級づくり
・児童自身や児童間の諸課題の早期発見、早期解決(児童が自分自身で円滑な人間関係を築く力を身につける指導、支援)
・道徳・キャリア在り方生き方教育、共生*共育Pで学んだことを学校生活に活用、反映
・音楽集会をさらに充実(各学年の発表や、児童同士の感想交流等)

・ユニバーサルデザインを意識した「わかる」「楽しい」授業の工夫
・個別指導、小集団指導を効果的に取り入れた支援教育の充実
・国語科で育てたコミュニケーション能力を生かし、探究的な学びを深める授業づくり(校内研究の生活科、総合的な学習の授業の推進)
・児童の発達段階に合わせた GIGA 端末の効果的な活用(ステップ3)

・児童の生活リズムを整え、心身の健康と登校の習慣を持続(不登校の長期化を防ぐ働きかけ)
・きらきらタイムやスポーツ集会を中心とした学校全体を巻き込む運動への取組
・健康な体づくり、楽しい食事の両面を大切にした食育の推進
・自然災害、人為災害など、様々な場面を想定した訓練の実施

・大人同士が「パートナー」「ONE TEAM」を意識した気軽に話せる関係の構築(子供自身が様々な経験を踏む中、共にバックアップできる協力体制)
・ボランティア・地域協力者・外部講師等、地域の方々との交流の充実
・保護者、地域の方々の意見を取り入れ、時代に合わせた学校改革の推進(学校評価アンケートや各種会議の効果的な活用)
○教職員の勤務時間への意識向上と業務改善及び働き方改革の推進

・学校裁量時間の柔軟な活用による様々な教育課題の解決(サキドリ研究校として推進)
・全校一丸となって幸町小学校と向き合う時間の拡充(次年度の創立 100 周年に向けた教育活動)
・創立 100 周年記念式典の立案と計画
・教師の授業力向上(川崎市教職員育成指標研修、校内研修の有効活用)
・教職員としての職業モラルの底上げ(OJT 研修、経年経験者研修等を有効活用)
・学年に合わせた SDGs への取組(関連項目を意識して)

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。

- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、
学年主任（1～6年、支援級）、児童指導担当
支援教育コーディネーター（CO、副CO）、
教育相談担当（CO、副CO）、養護教諭、
スクールカウンセラー（月に1～2回）、
スクールソーシャルワーカー（2名）（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・（CO、副CO）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・（CO、副CO）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・（CO、副CO）
- ・道徳教育との連携・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・（児童指導部）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・（CO、副CO）
1年・・・（児童指導部） 2年・・・（児童指導部）
3年・・・（児童指導部） 4年・・・（児童指導部）
5年・・・（児童指導部） 6年・・・（児童指導部）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・（CO、副CO）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・（CO、副CO）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・代表委員会・運営委員会との連携・・・（運営委員会）
- ・PTA校外委員会との連携・・・（教頭・教務主任）
- ・地域教育会議との連携・・・（教務部）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・（CO、副CO）
- ・児童相談所との連携・・・（CO、副CO）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・個人面談週間の実施 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生*共育プログラムの取組について
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・携帯・スマートフォン教室実施 ・いじめ防止標語の募集 (代表委員会・運営委員会) ・ポスター制作
6	<p>【児童指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容→児童指導体制の整備・点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約について
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・個人面談週間の実施 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校評価アンケートの実施・集約
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・個人面談週間の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会・運営委員会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動やクリーン活動

[交流活動の活性化]

- ・たてわり活動
- ・総合的な学習の時間での高齢者施設訪問
- ・委員会活動（委員会主催集会）
- ・幼保小中連携活動（授業参観 懇談会 合唱コンクール等での交流 研修会）
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動
- ・学校運営協議会 子ども会議

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅キャンペーンの実施
- ・年間テーマの設定、掲示

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ
- ・通学路パトロール

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動